

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4 - 関東 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 8月30日

【会社名】 三菱重工業株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 泉澤 清次

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目 2番 3号

【電話番号】 (03) 6275-6200 (大代表)

【事務連絡者氏名】 グローバル財務部ファイナンスグループ長 森田 忠義

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目 2番 3号

【電話番号】 (03) 6275-6200 (大代表)

【事務連絡者氏名】 グローバル財務部ファイナンスグループ長 森田 忠義

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

第44回無担保社債（5年債）	10,000百万円
第45回無担保社債（10年債）	20,000百万円
計	30,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2022年10月21日
効力発生日	2022年10月29日
有効期限	2024年10月28日
発行登録番号	4 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 200,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
4 - 関東 1 - 1	2023年 8月25日	25,000百万円	-	-
実績合計額（円）		25,000百万円 (25,000百万円)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 175,000百万円
(175,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

証券会員制法人福岡証券取引所

（福岡市中央区天神二丁目14番2号）

証券会員制法人札幌証券取引所

（札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	三菱重工業株式会社第44回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（第3回三菱重工トランジションボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（％）	年0.700％
利払日	毎年3月5日及び9月5日
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2025年3月5日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月5日及び9月5日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。ただし、償還期日までに別記（注）4．(1)に定める財務代理人に対して本社債の元利金支払資金の預託（以下「資金預託」という。）がなされなかった場合には、当該未償還元金について、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率（％）」欄所定の利率による遅延損害金をつける。 (4) 本社債の利息の支払期日までに資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率（％）」欄所定の利率による遅延損害金をつける。 2．利息の支払場所 別記（（注）10．「元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	2029年9月5日
償還の方法	1．償還金額 額面100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2029年9月5日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記（（注）10．「元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息はつけない。
申込期間	2024年8月30日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2024年9月5日

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>1．当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第45回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>2．当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

（注）1．信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の信用格付業者の連絡先）

株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

信用格付：AA-（ダブルAマイナス）（取得日 2024年8月30日）

入手方法：JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがある。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用して、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わない。

3．社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4．財務代理人

(1) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「財務代理人」という。）との間に2024年8月30日付本社債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。

(2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。

(3) 当社が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告する。

(4) 本社債の社債権者が財務代理人に請求又は通知を行う場合には、財務代理人の本店に対してこれを行うものとする。

5．期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの書面による請求を財務代理人が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各社債について期限の利益を喪失する。ただし、財務代理人が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が補正又は治癒された場合は、その限りではない。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5銀行営業日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債又は社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社以外の社債又は社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該保証債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

- (2) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの請求の有無にかかわらず、本社債の総額についてただちに期限の利益を喪失する。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

- (3) 本(注)5.(1)又は(2)の規定により期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨の公告がなされた日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率(%)」欄所定の利率による経過利息をつける。

6. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6.に定める方法により公告する。

- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

- (3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)2.ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当社又は財務代理人に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は財務代理人に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

- (4) 本(注)7.(1)及び(3)にともなう事務手続については、財務代理人が当社の名においてこれを行うものとし、財務代理人が社債権者からの請求を受けつけた場合には、すみやかにその旨を当社に通知し、その指示にもとづき手続を行う。

- (5) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。本(注)7.(1)乃至(4)の規定は、本(注)7.(5)の社債権者集会について準用する。

8. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

9. 社債要項の公示

当社は、その本店及び財務代理人の本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,100	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金37.5銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,100	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,900	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,500	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,500	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	900	
計		10,000	

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	三菱重工業株式会社第45回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000,000,000円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金20,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（％）	年1.302%
利払日	毎年3月5日及び9月5日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2025年3月5日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月5日及び9月5日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。ただし、償還期日までに別記（注）4．(1)に定める財務代理人に対して本社債の元利金支払資金の預託（以下「資金預託」という。）がなされなかった場合には、当該未償還元金について、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率（％）」欄所定の利率による遅延損害金をつける。</p> <p>(4) 本社債の利息の支払期日までに資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率（％）」欄所定の利率による遅延損害金をつける。</p> <p>2．利息の支払場所 別記（（注）10．「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	2034年9月5日
償還の方法	<p>1．償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2034年9月5日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所 別記（（注）10．「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息はつけない。
申込期間	2024年8月30日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2024年9月5日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第44回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（第3回三菱重工トランジションボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>2. 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

（注）1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の信用格付業者の連絡先）

株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

信用格付：AA-（ダブルAマイナス）（取得日 2024年8月30日）

入手方法：JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがある。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用してはいるが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人

(1) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「財務代理人」という。）との間に2024年8月30日付本社債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。

(2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。

(3) 当社が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告する。

(4) 本社債の社債権者が財務代理人に請求又は通知を行う場合には、財務代理人の本店に対してこれを行うものとする。

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの書面による請求を財務代理人を受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各社債について期限の利益を喪失する。ただし、財務代理人が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が補正又は治癒された場合は、その限りではない。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5銀行営業日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債又は社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社以外の社債又は社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該保証債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

- (2) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの請求の有無にかかわらず、本社債の総額についてただちに期限の利益を喪失する。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

- (3) 本(注)5.(1)又は(2)の規定により期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨の公告がなされた日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率(%)」欄所定の利率による経過利息をつける。

6. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6.に定める方法により公告する。

- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

- (3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)2.ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当社又は財務代理人に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は財務代理人に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

- (4) 本(注)7.(1)及び(3)にともなう事務手続については、財務代理人が当社の名においてこれを行うものとし、財務代理人が社債権者からの請求を受けつけた場合には、すみやかにその旨を当社に通知し、その指示にもとづき手続を行う。

- (5) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。本(注)7.(1)乃至(4)の規定は、本(注)7.(5)の社債権者集会について準用する。

8. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

9. 社債要項の公示

当社は、その本店及び財務代理人の本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則に従って支払われる。

4【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,400	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金42.5銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	4,000	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,800	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	3,000	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	1,800	
計		20,000	

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
30,000	148	29,852

(注) 上記金額は、第44回無担保社債(第3回三菱重工トランジションボンド)及び第45回無担保社債の合計金額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額29,852百万円のうち、第44回無担保社債(第3回三菱重工トランジションボンド)の差引手取概算額9,952百万円については、全額を新規発行から3年以内に、当社が策定したグリーン/トランジションファイナンス・フレームワーク(別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載)における適格クライテリアを満たすプロジェクトである「既存インフラの脱炭素化」、「水素エコシステムの実現」、「CO₂エコシステムの実現」に関連する新規投資及び既存投資のリファイナンスに充当する予定であります。

なお、充当まで期間を要する場合、未充当額を現金又は現金同等物にて管理する予定であります。

また、第45回無担保社債の差引手取概算額19,900百万円については、全額を2025年3月末までに返済期日が到来する借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<三菱重工業株式会社第44回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（第3回三菱重工トランジションボンド）に関する情報>

グリーン/トランジションファイナンス・フレームワークについて

1. はじめに

1.1 グリーン/トランジションファイナンス・フレームワークの概要

当社は、カーボンニュートラル社会の実現は地球規模の課題と捉え、脱炭素分野での実績を誇るリーダーとして、気候変動対策をリードしていくことがミッションであると考え、取り組みを進めています。

当社「2040年カーボンニュートラル宣言」及び「目標達成に向けたロードマップ」で掲げたトランジション戦略の着実な遂行は、日本政府の2050年カーボンニュートラル宣言に合致するものと考え、2022年3月にグリーン/トランジションファイナンス・フレームワークを策定し、2022年9月に当社として初となるトランジションボンドを発行しました。

今般、最新の各種原則・ガイドラインへの適合、2024事業計画の反映、資金使途の追加等のため、グリーン/トランジションファイナンス・フレームワーク（以下、「本フレームワーク」という。）を改訂しました。

なお、当社の長期的な戦略については、政策等の前提条件の変更を踏まえて見直しを行う予定です。

1.2 本フレームワークが参照する原則及びガイドライン

本フレームワークでは、以下の原則及びガイドライン等において推奨される主要な要素への対応を示しています。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会（ICMA）、2023）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁・経済産業省・環境省、2021）
- ・グリーンボンド原則（ICMA、2021）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省、2022）
- ・グリーンローン原則（LMA・APLMA・LSTA、2023）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省、2022）

<クライメート・トランジション・ファイナンスの4要素との整合性>

クライメート・トランジション・ファイナンスの4要素	該当セクション
1．発行体のクライメート・トランジション戦略とガバナンス	2.1、2.3、2.4、2.5、3、3.1
2．ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ	2.2、2.4、3、3.1
3．科学的根拠に基づくクライメート・トランジション戦略と目標	2.2、2.3、2.4、3、3.1
4．実施の透明性	2.4、2.5、3.2

<グリーンボンド原則等の4要素との整合性>

後述「3.グリーン/トランジションファイナンス・フレームワーク」に記載しています。

なお、本フレームワークは、独立した外部機関であるDNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社から、上記原則及びガイドライン等との適合性に関する第三者意見（セカンド・パーティ・オピニオン）を取得しています。

1.3 当社概要

1884年7月7日、三菱の創業者岩崎彌太郎が工部省から長崎造船局を借り受け、長崎造船所と命名して造船事業に本格的に乗り出し、当社はこの日をもって創立日としています。1917年三菱合資会社から同社造船部所属業務の一切を引き継ぎ三菱造船株式会社を設立し、1934年商号を三菱重工業株式会社に変更しました。1950年過度経済力集中排除法により3社に分割されますが、1964年に3社合併により三菱重工業株式会社として発足しました。

当社グループは、事業ドメインおよびセグメントを置き、事業を管理しています。各事業ドメインおよびセグメントは、取り扱う製品・サービスについて、国内および海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。従って、当社ではこの事業ドメインおよびセグメントをそれぞれの顧客および製品特性の類似性等を踏まえ集約し、「エネルギー」「プラント・インフラ」「物流・冷熱・ドライブシステム」および「航空・防衛・宇宙」の4つを報告セグメントとしています。

報告セグメント	主な事業内容
エネルギー	火力発電システム（GTCC：Gas Turbine Combined Cycle）、スチームパワー）、原子力発電システム（軽水炉、原子燃料サイクル・新分野）、風力発電システム、航空機用エンジン、コンプレッサ、排煙処理システム（AQCS：Air Quality Control System）、船用機械等の設計、製造、販売、サービス及び据付等
プラント・インフラ	製鉄機械、商船、エンジニアリング、環境設備、機械システム等の設計、製造、販売、サービス及び据付等
物流・冷熱・ドライブシステム	物流機器、冷熱製品、エンジン、ターボチャージャ、カーエアコン等の設計、製造、販売、サービス及び据付等
航空・防衛・宇宙	民間航空機、防衛航空機、飛しょう体、艦艇、特殊機械（魚雷）、特殊車両、宇宙機器等の設計、製造、販売、サービス及び据付等

経営理念

創業以来、三菱重工グループはお客さま、パートナー、その他関係する皆さまや社会とともに歩み、時代に先駆けた新しい「ものづくり」に挑戦することで、世界の人々の暮らしを支えるさまざまな製品やサービスを提供し続け、社会の発展に貢献してきました。「ものづくり」を通じて培った豊富な実績とノウハウ、人材を駆使して、今後も経済発展と環境負荷軽減の両立などの課題に取り組み、世界の人々や地球にとってよりよい未来となるよう挑戦し続けます。

社是

- 一、顧客第一の信念に徹し、社業を通じて社会の進歩に貢献する
- 一、誠実を旨とし、和を重んじて公私の別を明らかにする
- 一、世界的視野に立ち、経営の革新と技術の開発に努める

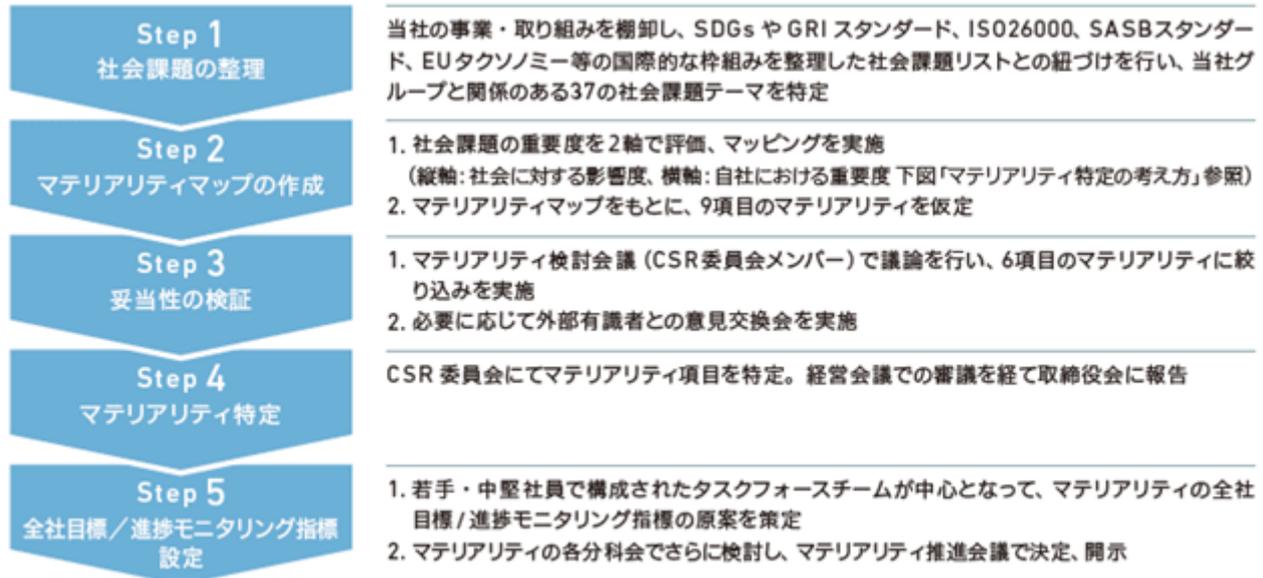
ミッション

長い歴史の中で培われた技術に最先端の知見を取り入れ、変化する社会課題の解決に挑み、人々の豊かな暮らしを実現する

<マテリアリティ特定のプロセス>

マテリアリティの特定にあたっては、まずは当社グループの事業を棚卸し、SDGsやGRIスタンダード、ISO26000、SASB（サステナビリティ会計基準審議会）スタンダード、EUタクソノミー等の国際的な枠組みを整理した社会課題リストと紐づけを行っています。

マテリアリティに取り組む活動としては、責任者・取りまとめ部門を中心に事業部門・関係部門と連携して推進し、「マテリアリティ推進会議」にて進捗をモニタリングしてPDCAサイクルを回しています。



<マテリアリティと課題認識・全社目標>

マテリアリティ	全社目標
1. 脱炭素社会に向けたエネルギー課題の解決 <責任者：GXセグメント長>	<ul style="list-style-type: none"> ・三菱重工グループのCO2排出削減 Scope 1、2 を、2040年Net Zero ・2040年までにバリューチェーン全体を通じた社会への貢献 Scope 3 + CCUS削減貢献を、2040年Net Zero
2. AI・デジタル化による社会の変革 <責任者：CTO>	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客や利用者に寄り添った便利でサステナブルなAI・デジタル製品の拡充 ・AI・デジタル化により適切かつ効率的に電力需給を管理する未来型エネルギーマネジメントで、持続可能な社会へ貢献 ・クリエイティブな製品を生み出すための環境づくり
3. 安全・安心な社会の構築 <責任者：CTO>	<ul style="list-style-type: none"> ・製品・事業／インフラのレジリエント化 ・製品・事業／インフラの無人化・省人化 ・三菱重工全製品の継続的なサイバーセキュリティ対策の深化
4. ダイバーシティ推進とエンゲージメントの向上 <責任者：HR担当役員>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材による新たな価値創出 ・安全で快適な職場の確保 ・社員を活かす環境づくりと健やかで活力にあふれ社会に貢献できる人材づくり
5. コーポレートガバナンスの高度化 <責任者：GC>	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会審議のさらなる充実 ・法令遵守と誠実・公平・公正な事業慣行の推進 ・CSR調達のグローバルサプライチェーンへのさらなる浸透 ・非財務情報の説明機会創出

2.3 環境目標

2021年3月開催の環境委員会において「三菱重工グループ長期環境目標」を設定し、2040年までに三菱重工グループの事業活動を脱炭素化することを掲げました。中期目標となる「三菱重工グループ第6次環境目標（2024年度～2026年度）」については現在策定中です。当社グループとしても重要な社会課題である環境問題の解決にさらに貢献していくため、目標を達成するべく、グループ一丸となって取り組んでいきます。

長期環境目標

項目	対象範囲	目標（2021年度～2040年度）
CO ₂ 排出量削減	グループ全体	・2040年までに三菱重工グループの事業活動を脱炭素化 ・事業活動におけるCO ₂ の直接排出（Scope 1）、間接排出（Scope 2）の合計を、2030年までに50%削減（2014年度比）

（注） 国内・海外グループ会社は連結子会社をデータ収集の対象とする。

第5次環境目標

項目	対象範囲	目標（2021年度～2023年度）
1. CO ₂ 排出量削減	グループ全体	・2023年度のオフィスおよび工場からのCO ₂ 排出量原単位を、2014年度比で9%改善
2. 水使用量の削減	グループ全体	・2023年度の水使用量原単位を、2014年度比で7%改善（水は工業用水、上水、地下水、河川水、湖水とし、海水を除く）
3. 廃棄物発生量削減	グループ全体	・2023年度廃棄物排出量原単位を、2014年度比で7%改善（ただし、有価物を除き、有害廃棄物を含む）

（注） 国内・海外グループ会社は連結子会社をデータ収集の対象とする。

2.4 2040年カーボンニュートラル宣言：MISSION NET ZERO

MISSION NET ZERO「2040年カーボンニュートラル宣言」では、当社グループのCO₂排出量（Scope 1、2）を、2030年までに2014年比50%削減し、2040年までに実質ゼロ（Net Zero）にすることを第一の目標とします。また、当社グループを取り巻くバリューチェーンからのCO₂排出量であるScope 3は、当社グループ製品の使用によるお客さまのCO₂排出量が大部分を占めていますが、CCUS による削減貢献分を差し引いた、バリューチェーン全体からのCO₂排出量を、2030年までに2019年比50%削減し、2040年までにNet Zeroにすることを第二の目標とします。つまり、日本を含めた主要先進国が表明しているNet Zero達成時期である2050年より10年早く、CO₂排出量Net Zeroを目指します。これは、当社グループの製品や技術が社会全体に実装されるまでのリードタイムを考慮して設定したもので、当社グループが世界に先駆けてカーボンニュートラルの実現を果たすことで世界に対する旗振り役となるという私たちの決意を示すものです。

省エネ等の脱炭素化への取り組みが奏功し、2030年にScope 1、2のCO₂排出量を50%削減とする中間目標に対して、2022年の削減実績は45%（2014年比）とほぼ達成の見通しがついています。更なる削減のために、当社三原製作所を工場脱炭素化のモデル工場として位置付け、実践的な脱炭素化のノウハウ獲得、および全社展開などに取り組んでいます。

Scope 3については、中間目標として2025年に30%削減、2030年に50%削減を目指し、さまざまな開発を進めています。2022年の削減実績は10%（2019年比）であり、目標達成に向けて順調に進捗しています。

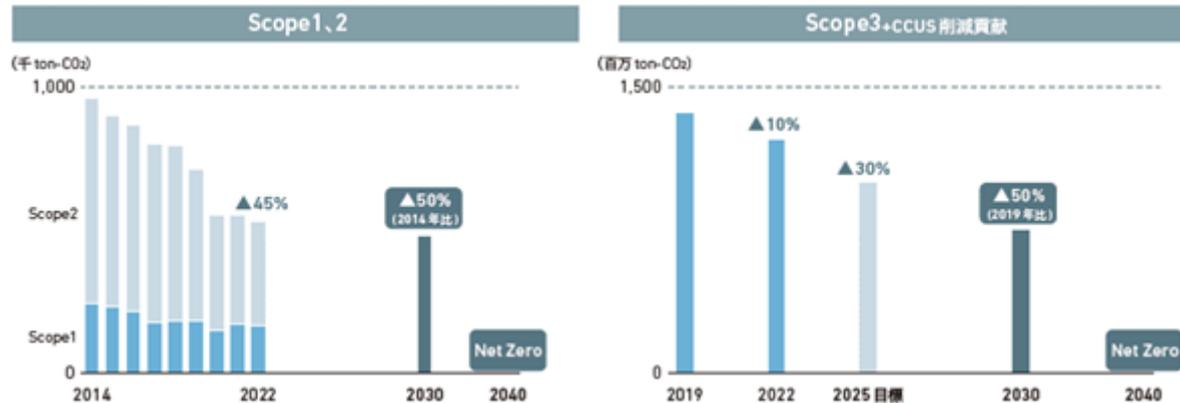
CCUS：Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage（CO₂回収・利用・貯留）

2.4.1 CO₂排出量の削減目標

目標年	当社グループのCO ₂ 排出削減 Scope 1、2	バリューチェーン全体を通じた社会への貢献 Scope 3 +CCUS削減貢献
2030年	50%（2014年比）	50%（2019年比）
2040年	Net Zero	Net Zero

Scope 1、2：算出基準は、GHGプロトコルに準じる。

Scope 3：算出基準は、GHGプロトコルに準じる。但しこれに独自指標のCCUSによる削減貢献分を加味。



当社のScope 3 排出においては、製品の使用にともなうCO₂排出（カテゴリー11）が99%程度を占めており、その削減を主要な取り組みとしています。

	単位	2020年度	2021年度	2022年度
Scope 1 1	kt-CO ₂	102	118	112
Scope 2 2		247	225	214
Scope 3 3 (カテゴリー11 製品の使用)		720,474 (715,000)	1,578,348 (1,573,000)	1,236,526 (1,231,000)

1：第三者保証取得。対象範囲：三菱重工業（株）単独および国内連結事業会社（2020年度15社 / 2021年度12社 / 2022年度11社）。2022年度は受審中。

2：第三者保証取得。マーケット基準で算出。対象範囲：三菱重工業（株）単独および国内連結事業会社（2020年度15社 / 2021年度12社 / 2022年度11社）。2022年度は受審中。

3：集計範囲・算定方法の見直し等により数値が変動する可能性あり。

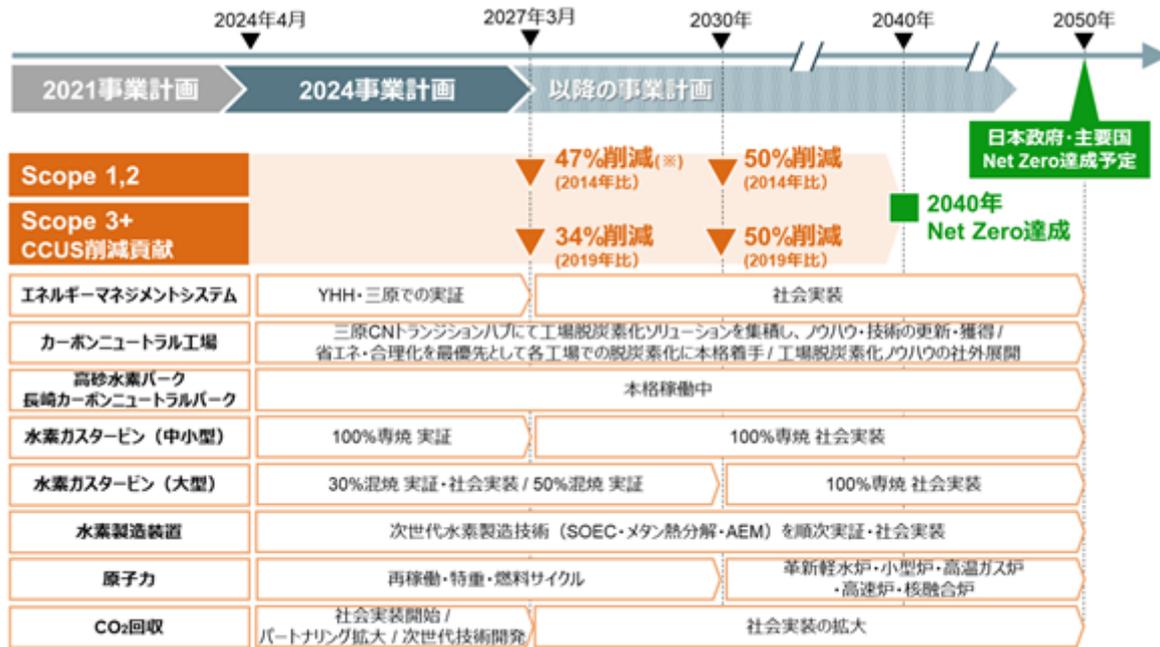
詳細なデータは当社「SUSTAINABILITY DATABOOK」「ESG DATA BOOK」にて開示しています。

<https://www.mhi.com/jp/sustainability/library>

2.4.2 目標達成に向けたロードマップ

2030年は、2040年の当社カーボンニュートラル目標の中間地点であり、2030年目標の達成に向けて各種ソリューションを整備しています。カーボンニュートラル関連の研究開発・投融資を拡大し、2021年度から2030年に向けて総額2兆円規模の資金を投入します。

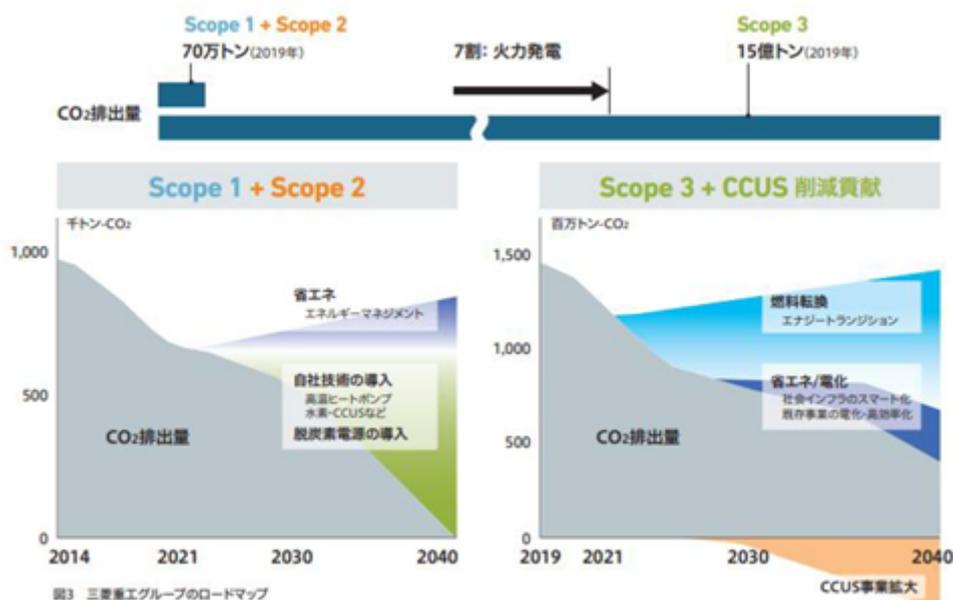
<三菱重工グループのカーボンニュートラルのロードマップ>



各事業のカーボンニュートラルに向けたロードマップの詳細は、「三菱重工グループ カーボンニュートラル ハンドブック（2024年3月更新）」のP7 - 8をご覧ください。

https://www.mhi.com/jp/company/overview/carbon-neutral/pdf/cn_handbook_2022.pdf

Scope 1、2については、省エネ、自社技術の導入、脱炭素電力の導入により2040年にはCO₂排出ゼロを目指します。Scope 3については、燃料転換、省エネ/電化でCO₂削減しますが、CO₂排出削減が困難な産業分野が存在するため、排出量を完全にゼロとすることはできません。このような産業には、Carbon dioxide Capture Utilization and Storage（CCUS）を活用し、その削減貢献を加味して、2040年のネットゼロを目指します。

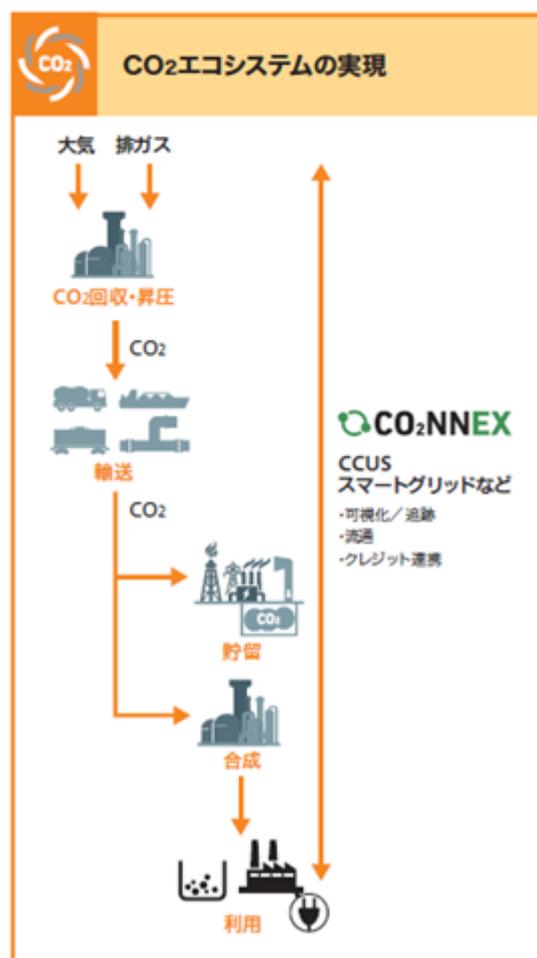
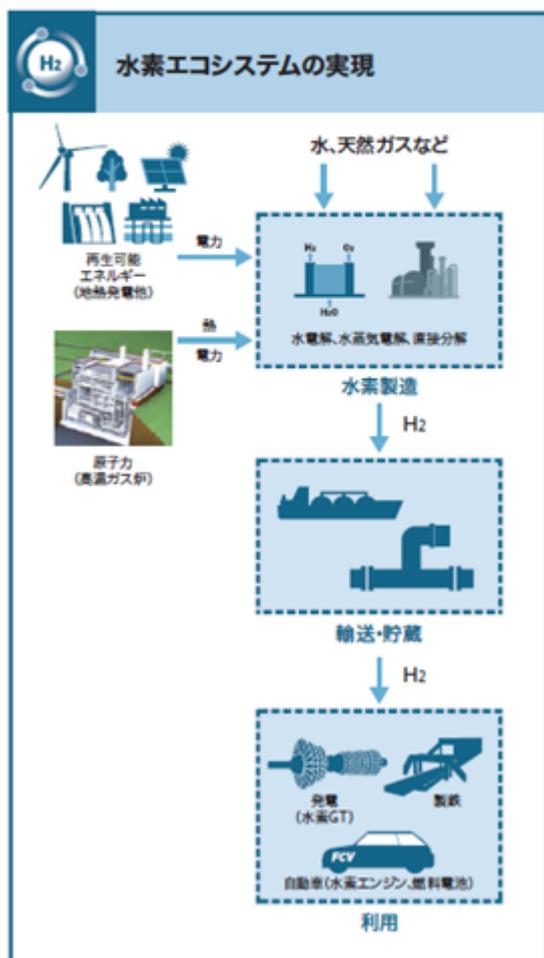


<三菱重工グループのカーボンニュートラル社会実装に向けたバリューチェーン>

第1に、脱炭素（含むカーボンニュートラル）エネルギーを使用できる製品を開発し、既存インフラの脱炭素化を進めていく必要があります。特にカーボンフリー発電技術、バイオマス発電・ガス化技術、エナジーソリューションを柱に、脱炭素化を推進していきます。また、カーボンフリーの大規模安定電源である原子力発電の最大限活用に向けて、既設原子力発電プラントの再稼働、革新軽水炉（SRZ-1200）の2030年代半ばの実用化、将来の多様なニーズに対応する小型炉、高温ガス炉、高速炉、マイクロ炉の開発を推進していきます。

第2に、バリューチェーンの上流に位置するエネルギーの脱炭素化を図る必要があります。従来の化石燃料から水素・アンモニアのサプライチェーンに切り替えた水素エコシステムを構築していきます。

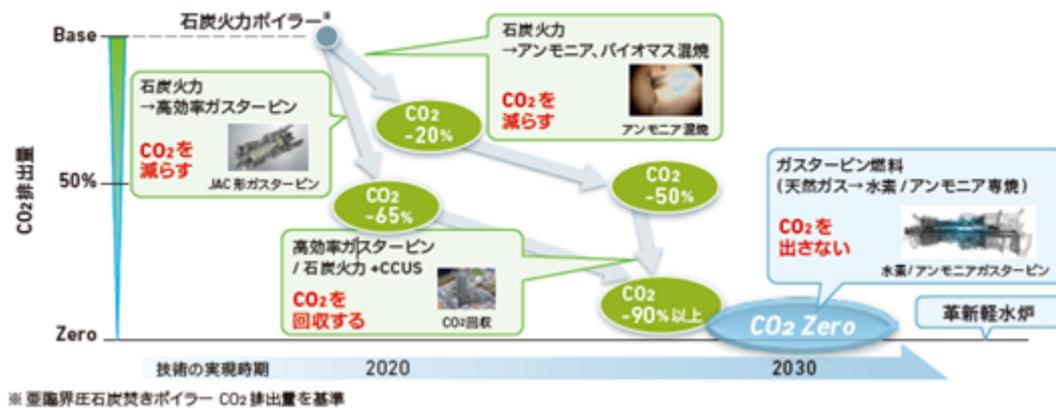
第3に、脱炭素化が難しい産業分野に対して、排出されるCO₂の回収・輸送・貯留・利用までのCCUSに関わる製品・技術・サービスを通じてCO₂エコシステムを構築していきます。



< 既存インフラの脱炭素化に向けたロードマップ >

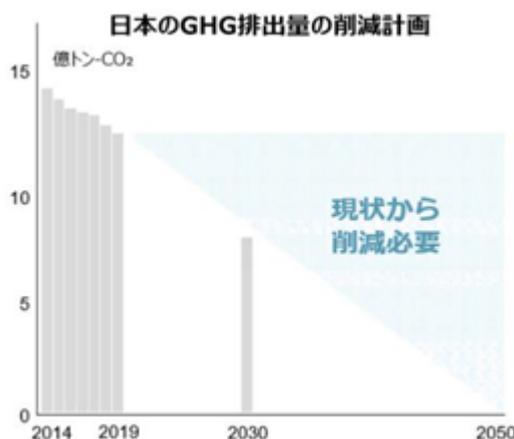
エネルギー転換は、国や地域によって事情や課題が異なり、環境価値と併せて経済合理性が求められ、必要コストを社会全体で許容可能な範囲に抑制することが重要です。また当社グループでは、現在の人々の暮らしを維持しながら、持続可能なカーボンニュートラル社会の実現のためには、段階的に発電システムの脱炭素化を進める必要があると考えており、こうした点を踏まえつつ、CO₂削減に貢献するソリューションを提案しています。

火力発電の脱炭素化を実現するには、CO₂を「減らす」・「回収する」・「出さない」の道筋がある
脱炭素電源である原子力の最大活用によりCO₂の排出量を削減する道筋もある



2.4.3 お客様のScope 1, 2の削減への貢献

全ての事業領域において、お客様の既存設備から排出されるCO₂の削減に寄与するメニューを準備します。



既存設備のCO ₂ 削減メニュー (例)	削減率
石炭火力からガス燃きGTCC発電へのリプレイス	△60-65%
ガス火力GTCC/エンジンの水素30%混焼	△10%
ガス火力GTCC/エンジンの水素100%専焼	△100%
石炭火力のバイオマス・アンモニア20%混焼	△20%
石炭火力のバイオマス・アンモニア100%専焼	△100%
原子力発電所の再稼働及び運転期間延長 (化石燃料由来発電の代替)	△100%
直接還元鉄+電炉 (高炉代替)	△65%
エンジン→電動フォークリフト	△65%
ヒートポンプ (ボイラー代替)	△65%

Scope 1, 2

- Scope 1は、当社のCO₂直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）を、Scope 2は、主に電気の使用に伴うCO₂間接排出を示す。
- 算出基準は、GHGプロトコルに準じる。但し実証設備複合サイクル発電所（高砂製作所内）、勿来ノ広野IGCCパワーは、Scope 3に含める。
- 系統電気の排出係数は、日本国のCO₂排出削減目標に応じた低減、およびそのための水素・CO₂エコシステムの整備が一定程度されていることを想定。

Scope 3 + CCUS削減貢献

- Scope 3は、Scope 1, 2以外の当社バリューチェーン全体での他社のCO₂間接排出を示す。カテゴリーは15あるが、その内当社製品の使用に伴うCO₂排出が99%程度占めており、その削減を主要な取り組みとする。
- 算出基準は、GHGプロトコルに準じる。但しこれに独自指標のCCUSによる削減効果分を加味し、Net Zeroを目指す。
- GHGプロトコルの算出基準に基づき、当該年度に販売した製品の寿命分の排出量を当該年のCO₂排出量として一括計上している。
- 各国CO₂排出削減目標達成に応じた各社の積極的な脱炭素製品の採用、およびそのための水素・CO₂エコシステムの整備が一定程度されていることを想定。

2.5 2024事業計画（2024年度～2026年度）で目指すもの

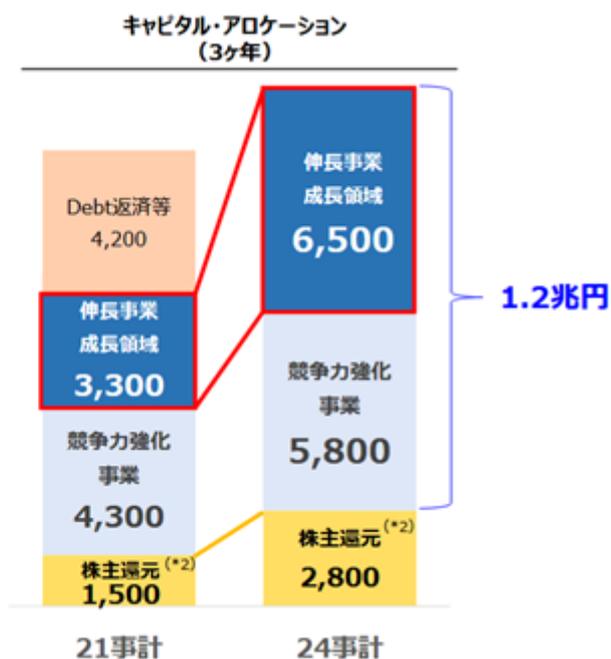
2024年5月に、2021事業計画（2021年度～2023年度）の結果を踏まえた、「2024事業計画」を策定しました。

2024事業計画（2024年度～2026年度）では、2021事業計画で築いた事業基盤と財務基盤を活かし、ポートフォリオ経営を強化します。また、これを支える技術・人的基盤を強化すると共に、MISSION NET ZEROを推進していきます。

（成長領域の事業化推進）

2021事業計画において、エネルギー供給側で脱炭素化を目指す「エナジートランジション」と、エネルギー需要側で脱炭素化・省エネ・省人化を実現する「社会インフラのスマート化」を成長領域と定め開拓した結果、水素・アンモニア、CCUS、電化・データセンターで事業化の可能性を見出しました。2024事業計画では、これらを含む成長領域及び伸長事業（GTCC、原子力、防衛）を重点領域とし、3か年で累計6,500億円の投資を行い、1兆円規模の売上拡大を目指します。

	方針	売上(兆円)	事業
重点領域	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーの安定供給と国家安全保障への貢献 リソースの集中投下により、遂行能力を強化 	1.6 (FY23) / 2.6 (FY26)	GTCC
			原子力
① 伸長事業の着実な遂行	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーの供給側・需要側両面で脱炭素化に貢献 パートナーリングの推進 		防衛
② 成長領域の事業化推進			エナジートランジション
			社会インフラのスマート化
③ 事業競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 収益力強化 顧客接点の強化による販売拡大 DX推進によるサービス事業の強化 競争優位を保つ技術開発 事業構成を最適化 	3.0 (FY23) / 3.1 (FY26)	エナジー
			プラント・インフラ
			物流・冷熱・ドライブシステム
			航空・防衛・宇宙



(*1) キャッシュフロー

(*2) 非支配持分への配当を含む

3. グリーン/トランジションファイナンス・フレームワーク

当社グループは、「MISSION NET ZERO」を進める上で、国際エネルギー機関のWorld Energy Outlook、経済産業省・国土交通省が策定した分野別ロードマップを実現するためのトランジション活動に必要な低・脱炭素に必須となるシステム・設備・機器について、それらを提供するサプライヤーとしての役割を果たすべく、投資家及び幅広い市場関係者との対話を行い、そして国際的に定められた枠組みに適合した形で必要資金をグリーン/トランジションファイナンスとして調達するため、以下3.1から3.5の事項を定めております。

<適合する分野別ロードマップ>

- ・資源エネルギー庁 電力基盤整備課 電力分野のトランジション・ロードマップ2022年2月
- ・経済産業省 「トランジションファイナンス」に関するガス分野における技術ロードマップ2022年2月
- ・経済産業省 「トランジションファイナンス」に関する鉄鋼分野における技術ロードマップ2021年10月
- ・経済産業省 「トランジションファイナンス」に関する化学分野における技術ロードマップ2021年12月
- ・国土交通省 国際海運のゼロエミッションに向けたロードマップ2020年12月
- ・国土交通省 航空の脱炭素化推進に係る工程表2024年5月

3.1 調達資金の使途

グリーン/トランジションファイナンスで調達された資金は、電力、ガス、鉄鋼、化学（経済産業省）並びに船舶、航空分野（国土交通省）の分野別ロードマップとの整合性を確認し、以下の適格クライテリアを満たす事業・プロジェクト（適格事業・プロジェクト）に関連する新規投資および既存投資のリファイナンス（研究開発資金、事業開発資金、事業運営資金、運転資金等）へ充当します。既存投資へ充当する場合は、事業・プロジェクトへの支出が、関連するグリーン/トランジションファイナンスの発行日から遡って3年以内に実施されたものに限ります。

なお、実行するファイナンスに応じて、以下のプロジェクトカテゴリへの資金充当を行います。

- ・グリーンファイナンス : グリーンプロジェクト
- ・トランジションファイナンス : グリーンプロジェクトおよび/またはトランジションプロジェクト

グリーンプロジェクト

<グリーンボンド原則>

環境目的：気候変動の緩和

プロジェクトカテゴリ：再生可能エネルギー/環境適応製品、環境に配慮した生産技術及びプロセス

適格事業・プロジェクト	適格クライテリア	SDGsとの整合性
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電（風力発電プラント） ・地熱発電（地熱発電プラント） ・太陽光発電 	7．エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9．産業と技術革新の基盤をつくろう 12．つくる責任、つかう責任 13．気候変動に具体的な対策を
クリーンエネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・水素焼きガスタービン （水素発電の場合、100%水素発電にむけた事業・プロジェクトであること） ・アンモニア焼きガスタービン （アンモニア発電の場合、100%アンモニア発電にむけた事業・プロジェクトであること） ・石炭火力（アンモニア専焼改造） ・発電用ガスエンジン（水素専焼） ・水素製造（グリーン） ・アンモニア製造（グリーン） ・バイオガス製造 	

トランジションプロジェクト

<グリーンボンド原則>

環境目的：気候変動の緩和

プロジェクトカテゴリ：環境適応製品、環境に配慮した生産技術及びプロセス

適格事業・プロジェクト	適格クライテリア	SDGsとの整合性
既存インフラの脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ・LNG焚き高効率ガスタービン ・石炭火力（アンモニア混焼改造） ・原子力発電 ・発電用ガスエンジン（水素混焼） ・製鉄機械（水素還元製鉄など） ・物流機器（高効率化・燃料電池化） ・水素焚き（混焼）ガスタービン ・アンモニア焚き（混焼）ガスタービン ・Sustainable Aviation Fuel（SAF）等の合成燃料 	<ul style="list-style-type: none"> 7．エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9．産業と技術革新の基盤をつくろう 12．つくる責任、つかう責任 13．気候変動に具体的な対策を
水素エコシステムの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・水素コンプレッサ（水素製造・輸送・貯蔵用など） ・水素製造（ブルー、ターコイズなど） ・アンモニア製造（ブルー、ターコイズなど） 	
CO2エコシステムの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2回収・貯留 ・CO2輸送（液化CO2船など） 	

3.2 プロジェクトの評価及び選定のプロセス

3.2.1 プロジェクト選定プロセス

グリーン/トランジションファイナンスによる調達資金充当対象として当社事業部門が選択した事業・プロジェクトが適格クライテリアに適合しているか当社財務部門が確認した後、最高財務責任者が最終決定します。

3.2.2 環境リスク及び社会的リスク低減のための取組み

適格クライテリアを満たす適格事業・プロジェクトの遂行にあたり、2.1に記載の当社グループのサステナビリティのフレームワークに従い、環境リスク及び社会的リスク低減に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。

3.3 調達資金の管理

当社は、グリーン/トランジションファイナンスの実行による調達資金について、グリーン/トランジションファイナンスが償還されるまでの間、定期的（少なくとも年に1度）に内部管理システムを用いて、当社財務部門が調達資金の充当状況を管理します。調達した資金は、グリーン/トランジションファイナンス実行後、償還されるまでの間に充当する予定です。適格プロジェクトへ充当されるまでの間、未充当額を現金又は現金同等物にて管理します。

3.4 レポートニング

当社は、適格事業・プロジェクトへの資金充当状況、調達資金の管理状況及びインパクトを年次で、当社ウェブサイトにて報告します。大幅な変更がある場合は適時にウェブサイトで開示します。なお、最初のレポートニングについては、グリーン/トランジションファイナンス実行の翌年度に実施予定です。

3.4.1 資金充当状況レポートニング

当社は、グリーン/トランジションファイナンスにて調達された資金が全額充当されるまで、適格クライテリアごとの資金充当状況を年次でレポートニングします。

- ・適格プロジェクトへの充当状況
- ・充当金額及び未充当資金の額又は割合、充当予定時期、運用方法
- ・新規ファイナンスとリファイナンスの割合

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

3.4.2 インパクト・レポーティング

当社は、少なくとも、グリーン/トランジションファイナンスの調達資金が全額充当されるまでの間、適格クライテリアごとに関連する以下の指標のいずれかまたは複数について、実務上可能な範囲でレポーティングします。

グリーンプロジェクト

適格事業・プロジェクト	適格クライテリア	レポーティング内容
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電（風力発電プラント） 地熱発電（地熱発電プラント） 太陽光発電 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の進捗状況に関する情報（参加プロジェクトの概要等） 再生可能エネルギー施設の年間発電量（MWh） 年間CO₂削減量（トン-CO₂）（*）
クリーンエネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 水素焼きガスタービン（水素発電の場合、100%水素発電にむけた事業・プロジェクトであること） アンモニア焼きガスタービン（アンモニア発電の場合、100%アンモニア発電にむけた事業・プロジェクトであること） 石炭火力（アンモニア専焼改造） 発電用ガスエンジン（水素専焼） 水素製造（グリーン） アンモニア製造（グリーン） バイオガス製造 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の進捗状況に関する情報（参加プロジェクトの概要等） 販売した製品（自社への導入含む）による年間CO₂削減量（トン-CO₂）（*） 水素の製造量（トン） アンモニアの製造量（トン） バイオガスの製造量（トン）

（*） 第三者機関が公表する平均的な排出係数及び稼働率を利用して算出

トランジションプロジェクト

適格事業・プロジェクト	適格クライテリア	レポーティング内容
既存インフラの脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> LNG焼き高効率ガスタービン 石炭火力（アンモニア混焼改造） 原子力発電 発電用ガスエンジン（水素混焼） 製鉄機械（水素還元製鉄など） 物流機器（高効率化・燃料電池化） 水素焼き（混焼）ガスタービン アンモニア焼き（混焼）ガスタービン Sustainable Aviation Fuel（SAF）等の合成燃料 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の進捗状況に関する情報（参加プロジェクトの概要等） 販売した製品（自社への導入含む）による年間CO₂削減量（トン-CO₂）（*） 水素の混焼率（%） アンモニアの混焼率（%） SAF等合成燃料の製造量（KL）
水素エコシステムの実現	<ul style="list-style-type: none"> 水素コンプレッサ（水素製造・輸送・貯蔵用など） 水素製造（ブルー、ターコイズなど） アンモニア製造（ブルー、ターコイズなど） 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の進捗状況に関する情報（参加プロジェクトの概要等） 販売した製品（自社への導入含む）による年間CO₂削減量（トン-CO₂）（*） 水素の製造量（トン） アンモニアの製造量（トン）
CO ₂ エコシステムの実現	<ul style="list-style-type: none"> CO₂回収・貯留 CO₂輸送（液化CO₂船など） 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の進捗状況に関する情報（参加プロジェクトの概要等） 販売した製品（自社への導入含む）による年間CO₂削減量（トン-CO₂）（*）

（*） 第三者機関が公表する平均的な排出係数及び稼働率を利用して算出

3.5 外部レビュー

3.5.1 発行前外部レビュー

当社は、独立した外部機関であるDNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社から、本フレームワークと以下原則及びガイドライン等との適合性に対するセカンド・パーティ・オピニオンを取得しています。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（ICMA、2023）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁・経済産業省・環境省、2021）
- ・グリーンボンド原則（ICMA、2021）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省、2022）
- ・グリーンローン原則（LMA・APLMA・LSTA、2023）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省、2022）

3.5.2 発行後外部レビュー

当社は、グリーン/トランジションファイナンス実行日の翌年度に、レポートの内容が当社のグリーン/トランジションファイナンス・フレームワークに適合しているかを評価するためのレビューを、独立した外部機関であるDNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社から取得致します。このレビューは、調達資金を全額充当するまで、毎年行う予定です。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2023年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月27日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2024年8月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年7月1日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2024年8月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第17号の規定に基づく臨時報告書を2024年7月4日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2024年8月30日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

三菱重工業株式会社本店

（東京都千代田区丸の内三丁目2番3号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

証券会員制法人福岡証券取引所

（福岡市中央区天神二丁目14番2号）

証券会員制法人札幌証券取引所

（札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし